四　小電力セキュリティシステムの無線局（施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

五　小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能

イ　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)　データ伝送またはその他の情報を伝送する無線通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

(2)　無線標定業務を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第五号に規定する機能（ただし、データ伝送のための信号を併せて送信する機能を有するものにあつては、施行規則第六条の二第三号及び第五号に規定するいずれの機能も含むこと。）

ロ　五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)　電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

(2)　電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

ハ　イ及びロ以外の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

六　［略］

七　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

［新設］

［新設］

［同上］

［同上］

五　七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下（三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。）若しくは二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）又は五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能

イ　電気通信回線に接続する場合にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ロ　電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

六　移動体検知センサー用の特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号⑿に規定するものをいう。以下同じ。）であつて、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下又は二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号、第四号又は第五号のいずれかに規定する機能

七　次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

イ　ミリ波レーダー用の特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号⑾に規定するものをいう。以下同じ。）

ロ　移動体検知センサー用の特定小電力無線局であつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの

ハ　超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの